

第11章 環境影響に係る総合的な評価

本事業の実施に伴う環境影響の評価は、「(1) 環境影響の回避又は低減に係る評価」及び「(2) 国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策との整合性の検討による評価」の観点から実施した。

本事業は、既設の太鼓山風力発電所の造成跡地に新しく風力発電施設を建設するものであり、事業計画の策定に当たっては、既設の造成地及び管理用道路を有効活用することにより、環境影響の低減を図る所存である。また、対象事業実施区域周辺では、環境省によるモデル事業が実施されていることから、当該調査結果を活用するとともに、必要に応じて追加調査を行うことにより、重要な動植物への影響を可能な限り低減することとした。

環境影響評価に当たっては、対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況、社会的状況を既存資料によって把握し、事業特性及び地域特性を踏まえて、環境影響を可能な限り回避又は低減するため、工事の実施と土地又は工作物の存在及び供用による環境影響要因に応じて適切な環境影響評価項目の選定を行い、当該項目ごとに調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討した。

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、騒音及び超低周波音、水の濁り、風車の影、動物、植物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の8項目である。これらの内容については、「第8章 環境影響評価に係る調査、予測及び評価の結果」に記載したとおりである。

また、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業における工事の実施や土地又は工作物の存在及び供用において、環境影響が回避又は低減されていることを検証するとともに、環境影響を及ぼす新たな事実が判明した場合に適切な措置を講じるため、予測の不確実性等を踏まえて検討した結果、事後調査は実施しないこととした。

以上を総合的に評価すると、本事業の実施に伴う環境影響は、実行可能な範囲で可能な限り回避、又は低減され、環境影響をより一層低減するための配慮がなされているとともに、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策との整合性も図られていることから、本事業の計画は適正であると評価する。